

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 9 月 2 日

奈良県公安委員会

委員長 岡 本 好 央

奈良県公安委員会規則第 8 号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和 4 8 年 1 2 月奈良県公安委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 4 号中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第 1 9 号の 3 を次のように改める。

講習予備検査（認知機能検査）結果通知書

氏名

生年月日

検査場所

総合点

点

(A点)

(B点)

(C点)

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくお知らせが公安委員会からあります。

この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会

印

こうしゅう よ び けん さ にんちきのうけんさ けつかつうちしよ
講習予備検査（認知機能検査）結果通知書

し めい
氏 名

せいねんがっぴ
生年月日

けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点
点
(A 点)
(B 点)
(C 点)

きおくりよく はんだんりよく すこ ひく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく すこ ひく
記憶力・判断力が少し低くなっています。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反を
したり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、じどうしや うんてん
そのため、自動車を運転するときは、

- ・ しんごう かくにん しゅうかん つね しんごうき そんざい
信号をしっかりと確認する習慣をつけ、常に信号機の存在を
いしき うんてん
意識しながら運転するようにすること。
- ・ こうさてん つうこう さい かなら あんぜん かくにん いちじていしひようしき
交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識
がある場合には、ていしせん てまえ いちじていし
停止線の手前で一時停止すること。
- ・ しんろへんこう さい はや あいず だ うし
進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろ
と横の安全の確認を必ず行うこと。

ちゆうい あんぜんうんてん ところ
などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじよう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしやこうしゅう こうしゅう よ び けん さ けつ か もと じつし こうれいしや
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日
奈良県公安委員会 印

こうしゅう よ び けん さ にんちきのうけんさ けつかつうちしよ
講習予備検査（認知機能検査）結果通知書し めい
氏 名せいねんがっぴ
生 年 月 日けんさばしよ
検 査 場 所そうごうてん てん
総合点 点(A てん
点)(B てん
点)(C てん
点)きおくりよく はんだんりよく しんばい
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんばい
記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく
こうれいしやこうしゅう しどう ちゅうい あんぜん
高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全
うんてん ころ
運転に心がけてください。

また、こじんさ はありますが、かれい しんたい きのう へんか
ことから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応
じたいせつ
じた運転をすることが大切です。

これからもゆだん ことなく、てきど きんちよう しんちよう わす
ようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじよう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんばい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじよう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしやこうしゅう こうしゅう よ び けん さ けつか もと じつし こうれいしや
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者
こうしゅう じゅこう さい しよめん かなら じさん
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

こうしゅう よ び けん さ さいてん ほうほう はんていとう
講習予備検査の採点方法や判定等について

そうごうてん けいさん
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$

Aは、^{ねん}「年」、^{つき}「月」、^ひ「日」、^{ようび}「曜日」、^{じこく}「時刻」が^{ただ}正しく^{かいとう}回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、^{きおく}記憶した^{しゆるい}16種類のイラストの^{なまえ}名前が^{ただ}正しく^{かいとう}回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Cは、^{とけい}時計が^{ただ}正しく^か描かれているかどうかについての^{てんすう}点数です。正しく^{かいとう}回答すると^{てんすう}点数がつきます。

そうごうてん はんてい
総合点による判定

^{はんてい}判定の^{きじゆん}基準となる^{てんすう}点数（49点や76点）は、^{こうしゅう よ び けん さ}講習予備検査の^{けつ か}結果と^{にんちしやう}認知症^{せんもんい}専門医による^{しんだん}診断^{けつ か}結果との^{かんけい}関係を^{とうけいてき}統計的に^{ぶんせき}分析して^{さだ}定められたものです。

^{こうしゅう よ び けん さ}講習予備検査は、^{にんちしやう}認知症の^{しんだん}診断^{おこな}を行うものではなく、^{こうれいしやこうしゅう}高齢者講習を^{じつ し}実施するために、^{きおくりよく}記憶力、^{はんだんりよく}判断力の^{じやうきよう}状況を^{かくにん}確認するものです。したがって、^{そう}総合点^{ごうてん}が49点未^{てんみまん}満であったとしても、^{ただ}直ちに^{にんちしやう}認知症であることを^{しめ}示すものではありません。また、^{てんいじよう}49点以上であったとしても、^{かなら}必ずしも^{にんちしやう}認知症でないことを^{しめ}示すものではありませんので、^{きおくりよく}記憶力、^{はんだんりよく}判断力に^{ふあん}不安のある方は、^{かた}お近くの^{いりようきかんなど}医療機関等で^{そうだん}相談されることを^{すす}お勧めします。

^{きおくりよく}記憶力、^{はんだんりよく}判断力が^{ひく}低くなっているとされても、^{めんきよしやう}免許証の^{こうしん}更新をすることは^{めんきよ}できますし、^とただちに^け免許が^と取り消されるわけではありません。ただし、その^{ばあい}場合には、^{いつてい}一定の^{きかん}期間に^{しんごうむし}信号無視や^{いちじふていし}一時不停止などの^{とくてい}特定の^{こうつういはん}交通違反がある^{ばあい}場合には、^{けいさつ}警察から^{れんらく}連絡があり、^{せんもんい}専門医の^{しんだん}診断を受けることになります。^{にんちしやう}認知症と^{しんだん}診断された^{ばあい}場合は、^{めんきよ}免許が^と取り消されます。

^{こんかい}今回の^{けんさ}検査の^{けつ か}結果について、^{ごしつもん}御質問のある方は、^{かた}講習予備検査を行ったところや^な奈良県^{けんけいさつほん}警察本部^ぶ交通部^ぶ運転^{うんてん}免許課^{めんきよか}まで^とお問い合わせ^あください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。